

鳥取縣公報

昭和十八年一月十二日
第千三百九十八號

本報ノ大キサハ國定規格A5判

火曜 日

目次

○ 縣令

● 地方事務所長タル地方事務官委任事項中改正…………… 二頁

○ 告示

● 蔬菜苗販賣價格指定…………… 二頁

● 按摩術官部別科指定學校…………… 二頁

● 動力勸業免許證下付…………… 二頁

● 地方事務所處務規程中改正…………… 三頁

○ 彙報

● 今次大戦は生産競争奮闘家の責務は重大…………… 四頁

● 其の他…………… 四頁

縣令

◆ 鳥取縣令第二號

昭和十七年七月一日鳥取縣令第五十六號地方事務所長タル地方事務官委任事項中左ノ通改正シ昭和十八年一月十五日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十八年一月十二日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

岩美地方事務所長タル地方事務官委任事項

鳥取市ニ係ル左記事項中左ノ事項ヲ加フ

一、國民學校職員俸給諸給支拂ニ關スル事項

西伯地方事務所長タル地方事務官委任事項

米子市ニ係ル左記事項中左ノ事項ヲ加フ

一、國民學校職員俸給諸給支拂ニ關スル事項

鳥取縣公報 每週曜日發行 (休日ニ當ル時ハ翌日)

昭和十八年一月十二日 第千三百九十八號

(昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

00469

告示

鳥取縣告示第八號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ蔬菜苗ノ販賣價格左ノ通指定ス

昭和十八年一月十二日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

蔬菜苗ノ販賣價格 (一本當)

種別	期間	規格	生産者 最高販賣 價格	販賣業者 最高販賣 價格
茄子	四月及五月	本葉五枚以上	〇四〇	〇五〇
同	自六月一日 至六月二十日	同	〇二五	〇三五
同	其ノ他	同	〇一五	〇二〇
胡瓜	四月及五月	本葉三枚以上	〇四〇	〇五〇
同	自六月一日 至六月二十日	同	〇二五	〇三五
同	其ノ他	同	〇一五	〇二〇
南瓜	四月及五月	同	〇三〇	〇四〇
同	自六月一日 至六月二十日	同	〇二〇	〇三〇
同	其ノ他	同	〇一五	〇二〇

トマト	四月及五月	本葉七枚以上	〇四〇	〇五〇
同	自六月一日 至六月二十日	同	〇二五	〇三五
同	其ノ他	同	〇一五	〇二〇

一、本表價格ハ賣主店先渡價格トス
二、右規格以外ノモノハ右價格ノ半額トス

鳥取縣告示第九號

左記盲聾啞學校ハ按摩術營業取締規則第一條ニ依リ指定セリ

昭和十八年一月十二日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一 學校名及所在地

鳥取市湯所町一三一番地

鳥取縣立盲聾啞學校盲部別科

二 指定年月日

昭和十七年十二月二十六日

但シ昭和十八年以後ノ卒業生ニ限り効力ヲ有スルモノトス

鳥取縣告示第十號

昭和十八年一月八日左記ノ者ニ對シ動力糶摺業免許 附セリ

00470

昭和十八年一月十二日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

免許證 住 所 氏 名

二七四 西伯郡日吉津村大字日吉津八百九十九番地 右本 常太郎

二七六 西伯郡縣村大字福万六百七十六番地 野々村 虎 重

二九一 西伯郡大和村大字佐陀百九十番地 角 谷 泰 市

鳥取縣告示第十一號

昭和十七年七月一日鳥取縣告示第四百十二號鳥取縣地方事務所處務規程中左ノ通改正シ昭和十八年一月十五日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十八年一月十二日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

本規程中「視學室」トアルヲ「教學室」ニ改ム

第四條 庶務係中左ノ事項ヲ加ヘ「六」ヲ「七」ニ以下順次繰下

六、各種選舉ニ關スル事項

第五條 厚生係中「八、移殖民獎勵ニ關スル事項」ヲ削ル

第六條 勸業係中左ノ事項ヲ加ヘ「六」ヲ「七」ニ「七」ヲ「八」ニ改ム

六、移殖民獎勵ニ關スル事項

第十條中「屬又ハ主事補」ヲ「地方事務官又ハ屬」ニ改ム

正 誤

昭和十七年十二月二十六日附鳥取縣告示第八百九十八號中五頁八行目「ねぎ 一月ヨリ翌年一月迄及五月ヨリ九月迄」トアルハ「ねぎ 十月ヨリ翌年一月迄及五月ヨリ九月迄」ノ誤

× ×

× ×

彙報

今次大戦は生産戦争
養蠶家の責務は重大

——産繭確保に一段の盡力を望む——

大東亜共榮圏の雄渾なる建設が、皇軍將士の勇戦敢闘に依つて着々進捗しつゝあることは洵に感激の至りである。

然るに、今次大戦は各方面の戦況を考慮すれば當然長期戦を覺悟せねばならぬ情勢にあつて、全く喰ふか喰はれるかの武力戦であるばかりでなく、古今未曾有の大規模な物資消耗戦であつて、従つて生産戦争ともなつたのである。

此の秋に當り、政府は時局下蠶糸類の重要性に鑑み、必死の努力を傾注して之が生産増強に努めつゝあるのであるが、結果は却つて逐年減産の一途を辿り、一般營業者の意氣が萎靡沈滞の趨勢にあるのは洵に遺憾な次第である。

聖戦遂迄に當り、養蠶農民に課せられた責務は洵に重大であり蠶糸類の精神に徹すべきことの今日より急なるはなほないのである

依つて縣では、舊臘二十二日午前十一時より午後五時までの長時間に亘り、縣廳に於て縣郡市養蠶業組合長、製糸工場、蠶種業組合役員等の參集を求めて縣關係官等出席の下に鳥取蠶糸業聯盟第九回通常總會を開催し、縣の諮問事項たる「昭和十八年度産繭確保に關し意見を諮ふ」に付て慎重審議した結果、次の如き答申と更に「産繭確保實踐要綱」を決定したので、養蠶業者はよく時局の重大性を認識し、國の要請たる産繭確保に一段の力を盡されるやう切望する次第である。

◆ 昭和十八年度産繭確保ニ關スル答申

蠶糸類ハ軍需國內纖維ノ充足、皇國農村ノ確立並大東亜共榮圏内ニ於ケル纖維資源トシテ益々其生産ノ増強ヲ要請セラルル現狀ナルニモ不拘最近各種ノ事情ニ依リ全國的ニ減産ノ一途ヲ辿リ殊ニ本縣ニ於テハ旱害、風水害等ノ關係アルト雖モ昭和十七年度ニ於テハ著シク減産セル實情ニアリ此ノ儘ニ放任センカ昭和十八年度ニ於テハ國家ノ要請ニ應ヘ得ザルノミナラズ縣下重要産業ノ一ヲ失フベキ情勢ニモアルヲ以テ縣ハ速ニ左ノ施策ヲ行ヒ産繭確保ニ遺憾ナキヲ期セラレ度シ

一、指導獎勵機構ノ強化擴充

官民ノ總力ヲ結集シ強力敏捷ナル指導獎勵ヲナサンガ爲産繭確保ノ効力會ヲ設置シ左ノ事業ヲ行フコト

00472

00471

- (一) 指導要綱、指導細目ヲ決定シ印刷配布スルコト
- 縣下蠶絲業ノ變化ニ即應シ時々適切ナル指導事項ヲ迅速ニ發表ナスコト
- (二) 産繭確保上適切ナル事業ヲ常ニ研究シ之ガ實行ハ縣並各團體ノ負擔ニ依リ速ニ之ヲ實行ニ移スコト
- (註)
- 産繭確保協力會ハ中央ニ於テ各府縣ニ設置方計畫中ト思料セラル、ニ依リ之ガ指示アル迄ハ本會設置ノ蠶絲業改善ノ委員會ニ於テ代行スルコト
- 二、養蠶精神ノ昂揚
- (一) 蠶絲類ガ軍需、國內纖維ノ充足、皇國農村ノ確立並大東亜共榮圏内ニ於ケル纖維給源トシテ極メテ重要ナルモノニシテ現狀ノ減産過程ヲ辿ルニ於テハ由々シキ結果ヲ招來スベキ事情ヲ養蠶大家ニ認識セシムルコト
- (二) 縣郡市、町村ノ各系統ニ亘リ産繭確保推進班ヲ設置シ繭生産ノ第一線ニ對シ猛運動ヲ展開スルコト
- (三) 新聞ラジオ等凡ユル機關ヲ通ジ蠶絲事情ノ滲透ヲ計ルコト
- 三、桑園能率ノ増進
- (一) 各養蠶實行組合ニ於テ昭和十八年二月迄ノ間ニ桑園實態調査ヲ行ヒ年次別改良計畫ヲ樹立スルコト

- (二) 指令ニ從ヒ年數回桑園愛護週間ヲ設定シ期間中ハ産繭確保推進班ヲ總動員シ肥培管理ノ徹底的實施ヲ期スルコト
- (三) 桑園經營ヲ能率増進ニ即應スル機改善セラル、コト
- (四) 桑園減反ニ對シ適切ナル方途ヲ講ジ産繭確保ニ萬全ヲ期スルコト
- (五) 欠株萎縮病アル場合ハ昭和十八年三月迄ノ間ニ於テ補植曲取合接等ノ方法ニ依リ桑園全能率ノ發揮ニ努ムルコト
- (六) 昭和十七年度災害桑園ニ對シテハ速ニ恢復スル様施策ヲ講ゼラレタキコト
- (七) 燻燒土法ノ普及ヲナスコト
- (八) 間作綠肥ノ全面的普及ヲ期シ種子ノ配給ニ萬全ノ措置ヲ講ズルコト
- (九) 堆厩肥ノ増産増施ヲナスコト
- (一〇) 畦畔原野等ノ空閑地ニ桑樹ノ新植ヲ行フコト
- (一一) 蠶作ノ安定ト繭生産費ノ低減
- (一二) 繭ノ質ヨリ量ニ重點ヲ置キ諸般ノ改革ヲ行フコト
- (一三) 縣ノ獎勵蠶品種ハ左ノ通改ムルコト

春蠶

日一五號×支一〇九號
日一五號×支一〇八號
日一四號×支一一四號

夏秋蠶

日一五號×支一〇九號
 日一五號×支一〇八號
 日一一號×支一一二號
 日一二號×支一一〇號

(三) 稚蠶期ニ於テハ大共同飼育又ハ委託飼育ニ依ル蠶兒配給ヲ行フコト

(四) 壯蠶期ニ於テハ條桑育又ハ平飼ヲナスコト

(五) 但シ桑園經營ノ改善ニ伴ヒ漸次年中條桑育ニ移行スルコト
 現有桑園ヲ基準トシテ各養蠶實行組合ニ對シ掃立量ノ割當ヲ行ヒ責任生産ノ強化ニ努ムルコト

(六) 豫備蠶兒ノ飼育ヲナスコト

晩々秋蠶期ノ摘梢ヲ徹底的ニ行ヒ飼育ニ供用スルコト

(七)(八) 蠶種ノ配給ニ當リテハ本縣獨自ノ施策ヲ講ジ簡易圓滑ヲ期スルコト

五、左記事項ニ付努力ノ跡顯著ナル指導員養蠶實行組合並個人ニ

對シ知事實ヲ聯盟ヨリ賞金ヲ授與スルコト

(一) 桑園愛護週間

桑園自給肥料ノ増強

(二) 産繭確保ノ諸施設

右表彰指導員ニ對シテハ各團體協力シ縣外蠶業觀察ヲ行

ハシムルコト

六、指導員ノ精神の並枝術の訓練ニ付萬全ヲ期スルコト
 七、養蠶資材タル煤炭ノ配給制度ヲ改善シ圓滑且迅速ニ行ハレ度

◇ 産繭確保必行實踐事項

一、養蠶精神ノ作興—職域奉公

(一) 軍需用諸物資ノ供給
 (二) 大東亞共榮圈及國內ノ纖維給源

(三) 皇國農村ノ確立及國民榮養保健物資ノ給源

二、繭生産計畫ノ樹立—責任割當生産ノ完遂

一、國ハ繭ノ計畫生産ニ從ヒ縣ニ對シ之ガ生産ノ割當ヲナス

二、縣ハ國カラ割當ラレタル繭ノ生産數量ニ基キ鳥取縣養蠶業

組合聯合會ニ對シ割當生産計畫ヲナサシム

三、鳥取縣養蠶業組合聯合會ハ縣ノ割當生産數量ヲ郡市養蠶業

組合ニ對シ割當ヲナス

四、郡市養蠶業組合ハ縣養蠶聯合會ノ割當生産數量ヲ養蠶實行組合ニ

對シ割當ヲナス

五、養蠶實行組合ハ郡市養蠶業組合ノ割當生産數量ヲ養蠶者ニ

對シ割當ヲナス

六、養蠶者ハ養蠶實行組合ノ生産割當數量ヲ萬難ヲ責任ヲ

蠶生産セネバナラヌ

三、桑園能率ノ増進—段當收繭額ノ増加

(一) 稚蠶共同桑園ノ設置

春蠶—大葉早生、市平
 夏秋蠶—改良風返、一ノ瀬

二、桑園改植及補植—桑苗自給生産、曲取、撞木取、台接

三、土性ノ改良—燻燒土、酸性土壤ノ中和(石灰使用)

四、自給肥料ノ増産施設—堆肥綠肥蠶沙利用草木灰ノ蒐集

五、桑條ノ先端伐採—晩秋蠶五齡期剪定シ飼育ニ供用ス殘葉ア

レバ更ニ晩々秋蠶ヲ飼育ス

六、桑ノ病虫害防除

七、桑園肥培管理勵行(桑園愛護週間ノ設定ト之ガ活用)

四、飼育ノ簡易化

一、稚蠶大共同飼育又ハ委託飼育ノ普及

(蠶兒分配)

休止養蠶者ノ防止低位置養蠶者ノ向上
 蠶作ノ安定、努力ノ調整

二、豫備蠶兒ノ飼育

三、壯蠶經濟飼育ノ普及—春蠶條桑育、夏秋蠶……平飼又ハ條桑育

五、蠶作ノ安定

一、蠶室器具ノ完全消毒勵行

二、病防除ノ徹底

六、繭質ノ改善

一、優良器具ノ使用

二、上簇改良ノ徹底の勵行—上簇改良委員ノ活動

三、選繭ノ徹底化

七、副産物ノ利用

一、桑條剥皮ノ勵行

二、繭毛羽ノ供出

八、養蠶ノ共同化

一、婦人會ノ設置活動

二、各種作業ノ共同徹底化

誓詞

一、私等ハ日本帝國ニ生レ參リマシタ幸福ヲ感謝シ天業ヲ翼贊シ奉リマス
 一、私等ハ第一線ノ心ヲ心トシ如何ナル辛苦モ堪忍ビ國策ノ完遂ニ邁進致シマス
 一、私等ハ國ノ要請ニ應ヘ誓ツテ蠶絲報國ノ誠ヲ致シマス

◎ 行旅死亡人

北海道檜山郡上ノ國村長ニ於テ左ノ行旅死亡人取扱ノ旨申出有之候條心當ノ向ハ直接同村長宛照會相成度

一、本籍、住所、身分、職業、氏名不詳

二、人相、相貌、特徴不詳

三、年齢、性別 兩手、兩足及頭ナキ全身白骨化シ居ルタメ判明セズ

四、著衣 屍體ノ腰部ニ白木綿ノ長サ七尺幅四寸位ノ胴巻中央七寸ノ箇所ニホツク三個アルモノ一本

五、死體發見場所 檜山郡上ノ國村宇大崎海岸ニ漂著シアルヲ發見ス

六、取扱者 檜山郡上ノ國村長

七、埋葬年月日

昭和十七年九月二十四日上ノ國村大崎共同墓地ニ假埋葬ス

◎ 行旅死亡人

北海道小樽市長ニ於テ左ノ行旅死亡人取扱ノ旨申出有之候條心當ノ向ハ、同市長宛照會相成度

昭和十八年一月十二日印刷
昭和十八年一月十二日發行

一、本籍、住所、氏名、不詳、丈五尺三寸位瘦型、丸刈頭

一、性別及年齢 五十歳前後ノ男

一、着衣 黒袴着物メリヤスシャツ縹縹股引胴巻茶色風呂敷黒袴地下足袋ヲ穿テ

一、死亡日時 昭和十七年八月二十九日頃(推定)

右ハ九月四日午後五時頃小樽市築港埠頭外海ニ於テ胴部ニ石ヲ包ミタル風呂敷ヲ結着溺死シアルヲ發見シタルヲ以テ火葬ニ附シタリ

一、取扱者 小樽市長

◎ 行旅死亡人

富山縣下新川郡愛本村長ニ於テ行旅死亡人左ノ通取扱ヒタル旨通知有之候ニ付心當ノ向ハ直接同村長宛照會相成度

一、本籍、住所、氏名、年齢、不詳推定大人ニシテ骨格ヨク一見身長、五尺二三寸位ノ男

二、死後二年以上經過、白骨トナリ特徴不明

三、着衣 洋服襟折縮柄不詳ニシテ赤皮靴ヲ穿ク

四、所持品 絹洋傘一本、皮囊口一個、五十錢銀貨九個其ノ他十錢五錢一錢取交セ四十五錢

右八月十六日本村領黒部奥山國有林黒難地内ニ見、温泉ヨリ約六百尺入跡ヲ踏ノ雜木林内ニ於テ死体發見假埋葬ヲナシキタリ

鳥取縣鳥取市東町 發行所
鳥取縣氣高郡大正村大字古海 發行者
鳥取刑務支所 印刷所